

議案第38号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第15条中「の一」を「に掲げる者のいずれか」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第2条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第4条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第6条第2項中「附則第30条第3項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項各号」に改め、同条第3項中「附則第30条第4項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項各号」に改め、「次項」の次に「、第6項及び第7項」を加え、同条第4項中「附則第30条第5項第1号及び第2号」を「附則第30条第5項各号」に改め、同条第5項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第6条の2第1項中「第4項」を「第7項」に改める。

附則第11条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附 則

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第6条、第6条の2第1項並びに第11条第1項及び第2項の改正規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

第2条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例第15条及び附則第2条の3第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の特別区民税について適用し、平成30年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

第3条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「及び第5項」を「及び第8項」に改め、同条の表新条例附則第6条第5項の項中「附則第6条第5項」を「附則第6条第8項」に改める。

第4条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成29年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、杉並区特別区税条例附則第6条の改正規定中「附則第6条第2項から第4項まで」を「附則第6条第1項中「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、同条第2項から第7項まで」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

附則第6条の2を削る。

第4条のうち杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例附則第5条の改正規定中「第5項」を「第8項」に改める。

（提案理由）

控除対象配偶者の名称を変更する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(均等割の税率の軽減)</p> <p>第15条 区民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には_____、その者に対して課する均等割額は、前条の規定により課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族 1, 500円</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の3 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第10条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る</p>	<p>(均等割の税率の軽減)</p> <p>第15条 区民税の納税義務者が次の各号の<u>一</u>_____に該当する場合には、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族 1, 500円</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の3 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第10条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る</p>

所得割を除く。)を課さない。

2 及び 3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第 4 条 昭和 57 年度から平成 33 年度

までの各年度分の区民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 24 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 25 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 略

(軽自動車税の税率の特例)

第 6 条 略

2 法附則第 30 条第 3 項各号

____に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 40 条第 1 項の規定の適用については、当該軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

所得割を除く。)を課さない。

2 及び 3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第 4 条 昭和 57 年度から平成 30 年度

までの各年度分の区民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 24 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 25 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 略

(軽自動車税の税率の特例)

第 6 条 略

2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第

2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 40 条第 1 項の規定の適用については、当該軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第4項各号

____に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、第6項及び第7項において同じ。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 法附則第30条第5項各号

____に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第4項第1号及び第

2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項____において同じ。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 法附則第30条第5項第1号及び第

2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 法附則第30条第6項各号に掲げる

三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項各号に掲げる

三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項各号に掲げる

三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 略

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

5 略

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項 _____ において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2

第11条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の _____ 規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2

第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは_____、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

附則第3条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第40条並びに新条例附則第6条第1項及び第8項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第40条並びに新条例附則第6条第1項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

附則第4条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>第2条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p><u>附則第6条第1項中「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、同条第2項から第7項までを削り、同条第8項中「前各項」を「前項」に、「附則第6条」を「附則第6条第1項」に改め、同項を同条第2項とする。</u></p> <p><u>附則第6条の2を削る。</u></p>	<p>第2条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p><u>附則第6条第2項から第4項まで</u></p> <hr/> <p><u>を削り、同条第5項中「前各項」を「前項」に、「附則第6条」を「附則第6条第1項」に改め、同項を同条第2項とする。</u></p>
<p>第4条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第40条並びに新条例附則第6条第1項及び第8項」を「杉並区特別区税条例第40条及び附則第6条」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。</p>	<p>第4条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第40条並びに新条例附則第6条第1項及び第5項」を「杉並区特別区税条例第40条及び附則第6条」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。</p>

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う名称の変更</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しにより、現行の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」と名称を変更することとされたことに伴い、区民税の均等割の税率の軽減に係る規定等において、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」と名称を変更することとする。</p> <p>(区税条例第 15 条及び附則第 2 条の 3・地方税法第 311 条及び附則第 3 条の 3)</p>	平成 31 年 1 月 1 日	平成 31 年度 分から適用
	<p>2 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例の適用期限の延長</p> <p>肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を 3 年延長し、平成 33 年度までとする。</p> <p>(区税条例附則第 4 条・地方税法附則第 6 条)</p>	公布の日	—
	<p>3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例の適用期限の延長</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を 3 年延長し、平成 32 年度までとする。</p> <p>(区税条例附則第 11 条・地方税法附則第 34 条の 2)</p>	公布の日	—

税目	改正内容	施行日	適用関係
軽自動車税	<p>4 軽自動車税の税率の特例に係る対象車両の燃費基準要件の見直し及び適用期限の延長</p> <p>軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、次のとおり対象車両の燃費基準要件を見直した上で、適用期限を延長し、平成 29 年度又は平成 30 年度中に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について適用する。</p> <p>(1) 税率をおおむね 75%軽減するもの 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成 30 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成 21 年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準の 90%を超えないもの）</p> <p>(2) 税率をおおむね 50%軽減するもの 次に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを燃料とするもので、窒素酸化物の排出量が平成 30 年排出許容限度の 50%を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成 17 年排出許容限度の 25%を超えないものに限る。（3）において同じ。） ア エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率の 130%以上の乗用の軽自動車 イ エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率の 135%以上の貨物用の軽自動車</p> <p>(3) 税率をおおむね 25%軽減するもの 次に掲げる三輪以上の軽自動車 ア エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率の 110%以上の乗用の軽自動車（（2）アに該当するものを除く。） イ エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率の 115%以上の貨物用の軽自動車（（2）イに該当するものを除く。）</p> <p>(区税条例附則第 6 条・地方税法附則第 30 条)</p>	公布の日	平成 30 年度分又は平成 31 年度分に適用